駒野奥条入会財産区　貸付地移動の手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 亡くなられた方の住所が駒野又は奥条で、駒野奥条入会財産区内の山林の貸し付けを受けている場合は、「駒野奥条入会財産区　貸付地移動届」の提出をお願いします。 **■請求できる人** 亡くなられた方の親族 **■必要なもの** 貸付地を相続等する方の認印（相続等をする場合） **■備考** ※提出先は、亡くなられた方の地区を担当する駒野奥条入会財産区管理会の委員です。 ※亡くなられた方が当該の山林貸付を受けているか不明な場合は、農林振興課基盤整備係へお問い合わせください。	相続等の方針が決まり次第 **お問合せ先** 農林振興課 0584-53-1351

MEMO

農業委員会事務局

農地の相続手続き（田・畑）

手続・必要なもの	期限
■概要 相続（遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効取得等により、許可を受けることなく農地の権利を取得した方は、「農地法第３条の３の規定による届出書」の提出をお願いします。 **■請求できる人** 農地の権利を取得された方 **■必要なもの** ○登記したことの分かる全部事項証明書や登記完了証（電子申請）の写し **■備考** ※正式な相続登記は、法務局での手続きが必要になります。 ※届出書提出後、後日受理通知書を郵送させていただきます。（毎月15日〆、月末郵送）	権利の取得を知った日からおおむね10カ月以内 **お問合せ先** 農業委員会事務局 0584-53-3429

農業者年金手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 年金被保険者が亡くなられたとき、その遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」の提出をお願いします。 **■請求できる人** 死亡一時金を請求される場合は、亡くなられた方の３親等内の親族のうち、生計が同一である方 ※上記以外の場合は、お手数ですがお尋ねください。 **■必要なもの** ○亡くなられた方の農業者年金被保険者証（紛失した場合は紛失届） ○請求者の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ○亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本 **■備考** ※提出先は、お近くの農協各支店になります。	死亡後10日以内 **お問合せ先** 農業委員会事務局 0584-53-3429

農業者年金受給者、諸手続き

手続・必要なもの	期限
■概要 年金受給者が亡くなられたとき、その遺族の方は「農業者年金死亡関係届出書」を提出をお願いします。 **■請求できる人** 未支給年金、死亡一時金を請求される場合は、亡くなられた方の３親等内の親族のうち、生計が同一である方 ※上記以外の場合は、お手数ですがお尋ねください。 **■必要なもの** ○亡くなられた方の農業者年金証書（紛失した場合は紛失届） ○請求者の振込先がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど） ○亡くなられた方と請求者との関係が確認できる戸籍謄本 **■備考** ※提出先は、お近くの農協各支店になります。	死亡後 10日以内 **お問合せ先** **農業委員会事務局** **0584-53-3429**

MEMO

上下水道課

上下水道名義変更届・休止届等

手続・必要なもの	期限
■概要 【亡くなられた方の上下水道等の名義に関する届出】 死亡により水道・下水道・農業集落排水処理施設を使用しなくなった場合又は名義変更する場合には、届出が必要となります。 【上下水道使用料等支払い方法について】 上下水道等の名義が亡くなられた方の場合届出が必要となります。 ・亡くなられた方の口座から口座振替していた場合 ・上下水道使用料等口座振替を希望される場合 **■請求できる人** 親族の方など **■必要なもの** 【口座振替を希望される方】 ○通帳印 ○金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	なし **お問合せ先** 上下水道課 0584-53-1429

MEMO

生活・環境課

犬の所有者変更届

手続・必要なもの	期限
■概要 新たな飼い主が、市内の方となる場合に手続きが必要です。市外の方が新たな飼い主となる場合は、その方がお住まいの市町村での手続きとなります。 **■必要なもの** 特にありません **■備考** 狂犬病予防法第４条第４項、第５項に基づく変更手続き。	新たに飼い主となってから30日以内 **お問合せ先** 生活・環境課 0584-53-3195

個別浄化槽管理者変更届・休止届等

手続・必要なもの	期限
■概要 【亡くなられた方の浄化槽の名義に関する届出】 死亡により浄化槽を使用しなくなった場合 又は名義変更する場合には、届出が必要となります。	なし **お問合せ先** 生活・環境課 0584-53-3195

西勝賀団地浄化槽使用者の口座振替の変更

手続・必要なもの	期限
■概要 西勝賀団地浄化槽を使用していた方で、死亡により、使用者の支払変更を行う場合の手続きです。 **■請求できる人** 新しく使用者となる方 **■必要なもの** 【口座振替を希望される場合】 ○通帳印 ○金融機関がわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	なし **お問合せ先** 生活・環境課 0584-53-3195

市役所以外で行う主な手続き

	主な手続き	期日	手続き窓口
□	普通自動車・125cc超のバイク等の廃車・名義変更	（廃車） 亡くなられてから30日以内 （名義変更） 新たな所有者となってから15日以内	岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
□	三輪・四輪の軽自動車等の廃車・名義変更		軽自動車検査協会　岐阜事務所 ☎050-3816-1775
□	運転免許証返納	早めに	海津警察署 ☎0584-53-0110
□	電気料金の名義変更・解約		電力供給会社
□	ガス料金の名義変更・解約		各契約会社
□	NHK受信料の名義変更・解約		NHK
□	固定電話の契約継承・解約		NTT西日本
□	携帯電話の名義変更・解約		各契約会社
□	クレジットカードの解約		各契約会社
□	ケーブルテレビの名義変更・解約		各契約会社
□	死亡保険金の請求		加入されていた生命保険会社 または代理店
□	個別浄化槽・汲取トイレの名義変更 使用しなくなるときは最終清掃の申し込み		株式会社　日本環境管理センター ☎0584-65-1132
□	口座凍結の解除		各金融機関等
□	その他利用サービスの名義変更・解約（新聞・定期購読物など）		各社

大切な人を自死で亡くされたあなたへ

～あなたはひとりではありません～

大切な人を自死で亡くしたとき、遺された方々はいろいろな感情を抱き、
こころやからだに様々な変化が現われることがあります。
さまざまな思いを、自分の胸だけにしまっておかないで、まずはあなたの声をきかせてください。

千の風の会（岐阜県自死遺族の会）とは

千の風の会は、家族を自死により亡くされた方が集い、亡くなった方への思いや自身の気持ちなどを安心して語り聴き合い、お互いを支え合う活動を行っている会です。

・分かち合いの集い
奇数月の第４日曜日　13:30～16:00

・サポートスペースれんげ草
原則第1水曜日　10:00～11:30

【各開催場所】
岐阜県精神保健福祉センター
（岐阜市鷺山向井2563-18　岐阜県障がい者総合相談センター内）
※詳しい内容については、岐阜県精神保健福祉センターまでお問い合わせください。

岐阜県精神保健福祉センター　千の風の会（岐阜県自死遺族の会）　**検索**

相談先	
岐阜県精神保健福祉センター	☎ 058-231-9724
社会福祉課	☎ 0584-53-1139

相続に関する手続き

	項目	期日	備考
□	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地の市区町村で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。 【問い合わせ先】 岐阜地方法務局　大垣支局 ☎0584-78-3347 大垣公証役場 ☎0584-78-6174
□	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。 【問い合わせ先】 岐阜家庭裁判所　大垣支部 ☎0584-78-6184
□	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることが出来ます。 【問い合わせ先】 税務課　課税第二係 ☎0584-53-1116
□	遺産分割協議 （協議書の作成）		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所等へ提出するための遺産分割協議書の作成が必要となります。